

「北陸農政局競争契約入札心得」の特例について

入札保証金の取扱いの対象事業において、北陸農政局競争契約入札心得第3条及び第4条の3の規定は、次のとおり適用する。

- (1) 第3条第1項において「入札執行前に」とあるのは、「予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条の公告において指定した期日までに」と読み替える。
- (2) 第3条第3項については、次のとおり読み替える。

入札参加者は、入札保証金を納付する場合には、あらかじめ入札保証金の金額に相当する金額の金銭を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領收証書の交付を受け、これに保管金提出書（様式第1号）を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

また、入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保として国債を提供する場合には、あらかじめ当該国債を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに政府保管有価証券提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

- (3) 第3条第4項において「保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第一号様式として規定されている保管金受領証書（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券取扱規程（大正11年大蔵省令第8号）第3号様式として規定されている政府保管有価証券受領証書）」とあるのは、「保管金払渡請求書（様式第9号）（有価証券を提出した場合は、政府保管有価証券払渡請求書（様式第10号））」と読み替える。
- (4) 第3条各項に定めるところのほか、入札参加者は、金融機関等により契約保証の予約を受けたことにより、第3条第1項ただし書の規定に基づく入札保証金の全部の免除を受けようとする場合においては、当該契約保証の予約に係る証書を提出しなければならないこととする。
- (5) 第4条の3第2項及び第3項において、「入札価格」とあるのは、「入札価格（入札保証金の納付等に係る金額を含む。）」と読み替える。